

調理師のみなさまへ

働いている調理師は、業務従事者届を提出することが義務づけられています。

調理師法に基づく就業調理師の届出制度は、県内の飲食店等における調理師の就業状況を把握して調理師制度の普及啓発を図り、県民の食生活の向上に寄与することを目的として実施されています。

今年度は、届出が必要な年にあたっていますので、協力をお願いします。

1 業務従事届出の必要な調理師

鳥取県内における次の施設で調理の業務に従事している調理師

- 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設のうち、継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設
- 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業
- その他(自衛隊、給食センターなど)

* 県外に住所がある方でも、県内において調理業務に従事している方は、令和6年12月31日現在の状況を本県に届出してください。

* 調理の業務に従事していない方は、届出の必要はありません。

2 届出の期間

令和7年1月1日から15日まで

※持参の場合: 1月1日～4日及び木、土日祝を除く午前10時30分～午後4時30分

3 届出用紙

調理師業務従事者届(裏面)、又は県庁くらしの安心推進課ホームページからダウンロード

(URL)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>

(QRコード)



4 届出方法

次の指定届出受理機関に持参、郵送又はファクシミリで提出してください。

〒682-0123 東伯郡三朝町三朝910番地の4

一般社団法人 鳥取県調理師連合会

電話・ファクシミリ: 0858-43-1905

5 問合せ先

一般社団法人 鳥取県調理師連合会 電話・ファクシミリ: 0858-43-1905

※受付時間: 1月1日～4日及び木、土日祝を除く午前10時30分～午後4時30分